

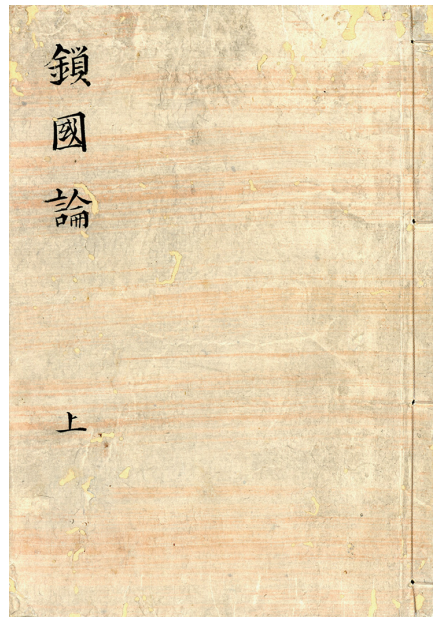
馬琴と「鎖国論」

大島 明秀

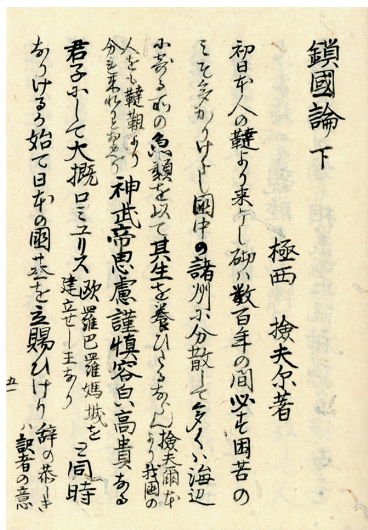
はじめに

江戸の文人・曲亭馬琴（一七六七～一八四八）が、ケンペル原著・志筑忠雄訳「鎖国論」（一八〇一成写本）を読んでいたことは夙に知られている。馬琴は様々な人物と交流していたが、中でも高松藩家老で和漢の学芸に通じていた木村黙老（一七七四～一八五六）とは殊に親しい関係にあった。その黙老から、馬琴は長らく所望していた「鎖国論」を借り受け、校訂書写した。その後、馬琴が作成した「鎖国論」は数奇な運命を辿る！。

以下、近世後期においてどのように「鎖国論」が受容されたのかを追跡するために、一つの事例研究として、質量ともに芳醇に残されている馬琴の書翰および日記の中から関連する発言を総ざらいし、分析していく。この仕事は、ただに「鎖国論」受容の一端を明らかにするのみならず、関連して、近世社会における写本（複製本）作成をめぐる様相についても浮かび上がらせるものになると考えている。



図一 「鎖国論」上巻の外観（個人蔵）



図二 下巻の内題部分。ケンペルには「檢夫爾」と漢字が当てられている。また、西洋（人）を示す「極西」という表現には、「極東」という言葉が有する西洋中心的世界観に対する訳者・志筑忠雄の対抗心と、日本の位置づけに対する自覚が見て取れる

一、黙老からの借り受け

馬琴は、宣長門下で没後春庭を助け後鈴屋社の運営に尽力した殿村篠斎（一七七九～一八四七）と親交を結んでお

り、天保三年（一八三二）七月朔日付の篠斎宛書翰で、念願の「鎖国論」を手にした喜びを記している。ここから、馬琴が黙老から「鎖国論」を借り受けたのは、天保三年の六月下旬頃であったことが読み取れる。

【書翰】天保三年七月朔日、殿村篠斎宛（端書「辰七月朔日出、同八日着、同十八日受」）

「先日、『鎖国論』と申一奇書をかり得申候。この書の事ハ、とし来友人の噂にて聞知り、渴望いたし候へども、得がたく候処、やうやく四五日前披閱いたし、弥奇書なること知られ候得バ、近日一本写し留させ可申存候。此書ハ元禄の比、極西の夷狄檢夫爾ケツベルが著せし日本の地理書の内にて、目貫ともいふべき処々を、享和の比、訳司志筑（撰志）氏が訳して、『鎖国論』と名づけしもの、上下二卷ニ御座候。檢夫爾ハ元来熱爾馬尼亞セルマニヤの産にて、和蘭に渡りみてカピタンに従ひ、瘍医になりて江戸へも参上し、又故ありて七ヶ月ほど、皇国の風俗地理を通曉し、さて皇国の地理の書を著せし也。しかれども、熱爾馬尼亞国の詞にてハ、紅毛人にても通じがたき事あれバ、檢夫爾が没後ニ、紅毛人が本国の詞になほして、原本の地図を銅板にせしもの、図説ともに数卷、近ごろ紅毛人もちわたり候よし。この義も、かねて伝聞を得候。右の銅板も所持いたし候仁有

之、借り候半と存候て、申遣し置候得ども、未差越候。奥の松嶋の図・いせの二見の図杯ハ、此間の板本ニより候様二見え候得ども、この余の名所ハ、檢夫爾目撃して図したりと見えて、精妙のよしニ御座候。右の訳文、もし被成御覽度思召候ハ、製本出来次第、可懸御目候。尤秘書ニ御座候。先此段、ひそかに忠告仕候。²

近世後期に幅広く転写されたと見られる「鎖国論³」は⁴、意外なことに、江戸に居住していながらもなかなか入手困難な「奇書」であつたようだ。馬琴はようやく手にした「鎖国論」に早速目を通し、後日差し出した篠斎宛書翰の中でその評を記している。

【書翰】天保三年八月十一日、殿村篠斎宛（端書「辰八月十一日出、同廿日着、九月七日返書」）

「一、『鎖国論』之事、申上候処、此御藏弄のよし。野老借用の本は、誤字多く御座候。そのまゝには写させがたく候間、借用のむくひごゝろに校訂いたし、多く雌黄を施し候故、大ていはよめ候様に成候也。この書の原本の由来、いろくものがたりあれど、憚あれバ、しるしがたく候。ケンブルはえびす心にて、皇國至難の種□也と思ひしは、笑ふに堪たる事ながら、一体の論は尤もなる事多く御座候。訳人後難をはゞかり、

地理の弁などその外とも、訳し不申候は遺憾の事に御座候。南畝の序、かの人にしては至極宜く出来申候。⁵」

この時点で、馬琴は篠斎も別本の「鎖国論」を所有していたことを知ったようだ。また、馬琴は「えびす心」を持つ西洋人「ケンプル」が記した側面を重視しながら、日本の事情について記された「一体の論は尤もなる事多く御座候」文献として「鎖国論」を読んでいる⁶。

ところで、各種写本の複製を作成する際、馬琴が自身で書写することはなく、専門の職人に依頼していた。主な注文先は河合孫太郎で、「鎖国論」の複製作成についてもその例外ではなかった。

【日記】天保三年八月十八日壬辰

「明十九日、おミち井^ニ小兒差添、里方麻布^江遣し候様、宗伯^ニ示談。過日、覚重^ニ頼置候駕之者傭之談事^ニて、夕七時半比、宗伯、覚重方へ罷越候処、当番^ニ付、次右衛門夫婦并^ニおくわ^ニ談じ置候よし。此序を以、河合孫太郎へも鎖国論写しのさいそく、申し遣す。是亦、他行のよし^ニ付、口状、内儀^江申置候よし。薄暮帰宅。渥見小兒へ梨子・ぶだう、遣之。⁷」

孫太郎に催促していた書写も完成した。馬琴は八月

二十一日に返却の準備をし、後日「鎖国論」は無事黙老の手に戻った。

【日記】天保三年八月二十一日乙未

「四時比、清右衛門来ル。過日申付候みのが^ニ三帖、中よりかひ取、持参。としまや^江注文みりん酒書付、幸便^ニ差遣し候様、申付、わたしおく。今日幸便有之旨、申之。且、高松邸木村^江返却の写本有之、右、幽斎公年譜^ニ二冊・瑣国論^ニ壹冊・漂白奇談^ニ一冊、×四冊、あて板^ニのせ、風呂敷^ニ包、手紙差添、清右衛門^ニ渡之。右、今明日中木村宅^江持参、返翰今日^ニ不及、請取書、取之。ふろしき・あて板はもちかへり候様、申付おく。右用向畢て、歸去。⁸」

返却の際に使用する「風呂敷（ふろしき）」と「あて板」を持ち帰るようわざわざ申しつけているところに、馬琴の性格が現れている。

二、「鎖国論」の校訂と製本

黙老蔵「鎖国論」はどうやら誤字脱字が少なくなかったようで、馬琴はこれを借り受けていた間に校訂を行った。以下、この間の事情を見てみよう。

【日記】天保三年九月八日辛亥

「昼後、木村亘事、黙老より使札。鎖国論校訂、謝礼申来ル。先便其段申遣し候故也。并ニ、武田信玄家臣の古腕手ニ入候よしにて、右伝来書見せらる。法花経新注解しがたきよし等申来ル。并ニ、讃州より到来のよしにて、二枚おくらる。伝来書ハとめ置、返翰遣ス。」

【書翰】天保三年九月二十一日、殿村篠斎宛（端書「辰九月廿一日出、同廿九日着、十月廿五日返書出ス」）

「一、『瑣国論』、野老かり出し候写本、誤字多く有之候間、校訂いたし、かなりによめ候やうに成候事、并に南畝序之事云々、御蔵本には序無之、おく書立入某、文化中の歲月有之のみのよし。品に寄り、御校合可被成候間、其節は致貸進候様被仰越、承知仕候。原本ニハ皆雌黄を施し、よく訂し置候を写させ候へども、その写本はいまだ再校のいとま無之候。御入用にも候はゞ、其内製本致させ、尚又再訂の上、懸御目可申、此書の事、貴評も被成御座候よし。愚評も候へども、寸楮につくしかね候。いつぞをりを以、申試たく候。」¹⁰

九月八日の日記には黙老から「鎖国論」校訂の礼状が届いたことが窺え、また、九月二十一日付の篠斎宛書翰では、

「誤字多く有之候間、校訂いたし、かなりによめ候やうに成候」と、馬琴はやや恩着せがましい発言をしている。

ところで、河合孫太郎に依頼して作成した複製本の製本はどうしたのだろうか。

【書翰】天保三年十一月二十五日、殿村篠斎宛（端書「辰十一月廿六日出、閏十一月四日着」）

「其節、御兩人^江御めにかげ度書も有之、又写し及置候写本四五十冊、近日製本いたさせ候半と存、表紙あつらへ置候。右の内に、『瑣国論』も御座候。製本出来次第、『金瓶梅』と二包にいたし、飛脚出し可申候。否、後便に御しらせ可被下候。」¹¹

【書翰】天保三年十二月十一日、殿村篠斎宛（端書「辰十二月十一日出、十九日着」）

「○『瑣国論』も、製本出来仕候。未致校訂候間、来春校し候て、其外貸進・并ニ返上之御蔵本とも、飛脚へ出し可申候。此段、御承知可被下候。」¹²

【日記】天保三年十二月十八日庚申

「予、此節製本出来の鎖国論校訂、上の巻三十餘丁、校之畢竟。」¹³

【日記】天保三年十二月十九日辛酉

「予、鎖国論校訂畢。」¹⁴

十一月二十五日付の書翰によれば、馬琴は「鎖国論」の「表紙」を「あつらへ置」いて製本の機会を窺っていたが、十二月十一日までに「鎖国論」の製本は完成した。製本が終わり次第、篠斎に貸し出すことを約束していたが、校訂未了のため年明けまで待つことを求めている。その言葉通り、馬琴は十二月十八日から十九日にかけて校訂を完了させた。

ところで、「鎖国論」製本の際、馬琴が斯本一冊のみならず、四十〜五十冊の写本を一括で職人に依頼していたことは注目すべきである。その理由は次の書翰に窺い知れる。

【書翰】天保四年七月十三日、殿村篠斎宛（端書）「已七月十三日認、十七日出、同晦日着。十月十八日返書すミ」

「野禿写させ候本、二三十冊溜候て、製本致させ候。少しづゝにては、職人面倒がり、且賃錢も高料二候故也。依之、当年ハ猶一冊も製本不致、写し出来候を、そのまゝ二溜置候事ニ御座候。」¹⁵

一定数の仕事を依頼しないと、製本職人は面倒がった上に、値段も高くなったようだ。かかる事情から、馬琴は製本や書写を一括で依頼していた。そこには現在と変わらぬ近世の人間模様が浮かび上がっている。

三、篠斎への貸出

かねてから予告していた通り、馬琴は「珍書」である「鎖国論」を篠斎に貸し出した。そのことは、豪商で本居春庭門下であり、親しい交友関係にあった小津桂窓（一八〇四〜一八五八）に宛てた書翰に見て取れる。

【書翰】天保四年正月十四日、小津桂窓宛別翰

「○今日、篠斎子へも、拙蔵本品々致貸進候。右ハ、○『瑣国論』○『聞まゝの記』○『異国往来』○『藻屑物語』○『近聞寓筆』『漂流記事』・平賀鳩溪『火浣布考』等也。

いづれも珍書ニ御座候。その書の来歴ハ、篠斎子へ注進いたし候。御同人より御聞可被成候。尤、御両君御交易ニ被成、両様とも御互ニ御覧相済候節、御返し可被下候。尤、急ギ不申候間、ゆるゝニて宜御座候。」¹⁶

だが、篠斎に送るべく実際に「珍書」を飛脚に預けたのは、書翰の日付から三日後、正月十七日であった。それに

先駆けて正月十五日に記した書翰では、黙老から借りた底本の粗悪さを述べながら、自身の校訂も十分に行き届かなかったことを嘆いている。

【書翰】天保四年正月十五日、殿村篠斎宛別翰（端書）
「天保四巳正月十八日出、同廿四日着、二月十九日受済。珍書之事有」

「一、かねて御約束之『瑣国論』、旧冬やうやく製本出来申候。原本大悪本に候間、まづ原本をくハしく校訂いたし、其原本を以、写させ候得ども、行届不申候。且、原本は半紙本に候間、ミのがみニ写させ、筆料も外々の品より増して出し、よく写し候様、申談じ候得ども、とかく銭の為にいたし候筆工ハ、一枚もはやく埒明候を専文ニいたし候が人情に候間、矢張不宜処有之候ニ付、旧冬下旬、又再校いたし、やうくよめ候様に致し置候。此余、御めかけ申度珍書と共に、今日並便にて、飛脚へ出し申候。此状より、七八日もおそく届可申候。左之通り、着之節御改、御受取可被下候。

- 一、『鎖国論』 合本上下一冊
- 一、『聞まゝの記』五ノ下珍書 一冊
- 一、『異国往来』珍書 一冊
- 一、『藻屑物語』珍書 一冊
- 一、『近聞寓筆』『漂流紀事』 合本一冊

平賀鳩溪『火流布考』

他二、返上もの

- 一、『南朝紀伝』 一冊
- 一、『いせの巻』 一冊
- 一、『筑紫の巻』 一冊
- 一、『異本花宮二代記』 一冊
- 一、『桜木物語』 二冊
- 一、『十津川の記』 一冊

通計拾一冊

右、恩借の御蔵本、写し出来分、今便返上仕候。是又、御落手可被下候。御蔭を以、珍書うつしとめ、大慶不過之、忝仕合奉存候。『南朝編年紀略』ハ細字故、今に何ほども写し出来不申、長引、こまり候。是ハ今しバラく御惠借奉希候。¹⁷⁾

【書翰】天保四年正月十七日、殿村篠斎宛（別包添状）
（端書「二月二日着」）

- 「 覚
- 一、『鎖国論』 壹冊
- 一、『藻屑物語』 壹冊
- 一、『聞まゝの記』 壹冊
- 一、『異国往来』 壹冊
- 一、『近聞寓筆』『漂流記事』 壹冊

平賀鳩溪『火浣布考』

合本一冊

× 五冊

外二、返済物

一、『いせの巻』

一冊

一、『つくしの巻』

一冊

一、『十津川の記』

一冊

一、『異本花營三代記』

一冊

一、『桜木物語』

二冊

×

進上

一、黒丸子

二包

右の通り、今日瀬戸物町飛脚問屋嶋や佐右衛門方へ差出候。着の節御改、御請取可被下候。¹⁸」

ただし、ここでは「鎖国論」貸借の事実よりむしろ、この発言に付随して分かることの方が興味深い。例えば、まず校訂製本の際、黙老本が半紙本であったのを、美濃紙（大本）に仕立て変えたことである。ここから現存する同一作品において、写本ごとに資料形態が異なる（転写の過程で資料形態が変化する）現象が生起する背景を窺い知ることができる。

次に紙を大きくすると、職人の筆料（写本代金）が高くなることである。

最後に、馬琴の筆工（写本職人）に対する不満である。馬琴によれば、「鎖国論」の転写についてはその他の本より余分に心付けした上で、職人に精写するようによくよく申し聞かせた。にもかかわらず、結局職人は金銭のために書写しているから、一枚でも早く終わらせたい気持ちのために、十分な仕事になっていない、とのことである。

後述する天保四年十一月六日殿村篠斎宛書翰にも「筆工の飛写しも補入いたし」とあることから、当時の職人が粗雑な仕事をするのは、それほど稀な事例でもなかったようだ。

先述した製本依頼をめぐる事情といい、これらの描写には、近世社会に繰り広げられていた複雑な人間関係の一端が見て取れる。

四、篠斎の校合

ところで、「鎖国論」を借り出した篠斎は、馬琴の依頼もあり自身が所蔵していた別本を用いた校合に取り組んだ。そのため、どうやら一年以上借り出すことになったようだ。

【書翰】天保四年三月八日、殿村篠斎宛（端書）「巳三

月十一日出、同廿四日着。大井川、十二日より廿日迄支^レ」

「一、先便貸進之拙蔵五部、御入手被成候よし、承知仕候。『瑣国論』、いかで御手透之節、御校合被成候様奉存候。いづれも急ギ不申候間、寛々御覽可被成候。19」

【日記】天保四年六月二十一日庚申

「昼後、飛脚問や大坂や状配り、松坂殿村佐六より之紙包一、届来ル。掛目八百匁餘あり。おみち、請取書遣之。右ハ先便案内有之候書籍類也。内、去年中此方より貸進の異国往来・もくず物語・聞まゝの記七・近聞偶筆等、四冊、外ニ彼方より被貸候、後西遊記一帙・西^{（ウ）}海異談・侠客伝初輯評・職方外紀落丁等、封包有之。鎖国論ハ尚しばらく借用いたし度候ニ付、留置候よし、申来ル。20」

【書翰】天保四年七月十三日、殿村篠斎宛（端書）「巳七月十三日認、十七日出、同晦日着。十月十八日返書す^{（ミ）}」

「一、今般御返却之拙蔵書、

『異国往来』

『聞まゝの記』

『漂流紀事』

『火浣布考』

『藻屑物語』

各一冊

右、慥ニ落手仕候。『瑣国論』、いまだ御校合不相済候よし、承知仕候。急ギ不申候間、寛々御弁用可被成候。〔…中略…〕野禿写させ候本、二三十冊溜候て、製本致させ候。少しづゝにては、職人面倒がり、且賃錢も高料二候故也。依之、当年ハ猶一冊も製本不致、写し出来候を、そのまゝニ溜置候事ニ御座候。21」

【書翰】天保四年十一月六日、殿村篠斎宛（端書）「巳十一月六日出、同廿四日着」

「一、『異国往来』『聞まゝの記』『火浣布考』御返却、右御請ハ、先々便いたし候様覚候。『瑣国論』ハ、未御校合済候よし、承知仕候。ゆるくにて不苦候。彼『聞まゝの記』、『漂流紀事』、筆工の飛写しも補入いたし、右もちかへり候品々の図説をもちり出し、とぢ添置申候。又御覽も可被成思召候ハ、貸進仕べく候。22」

書翰や日記からは、馬琴が篠斎に対して間接的に「鎖国論」返却の催促をしていたとも読み取れ、一方で、篠斎も校合が未了であることを理由に、返却の延引を伝えていた。

【書翰】天保五年五月二日、殿村篠齋宛

「一、前書申上候通り、四月朔日出之御紙包二ツ、并二貴翰在中、四月廿九日夕七時比、無相違着、忝拜見仕候。先達而貸進の拙蔵本、

一、『瑣国論』

一冊

一、『瓊浦偶筆』

二冊

一、『足利治乱記』

二冊

一、『摘批時文』

一冊

一、『讀紀小識』

一冊

一、『黙老後西遊記評』

一冊

一、『野州奇洞図説』

図本とも

一、『異聞雜稿』

一冊

一、『水滸伝』拙点附

一冊

右御返却被成、慥ニ落手仕候。『瑣国論』、御校合相濟候よし。二書、少々づゝ出入有之候を、拙蔵本へ御書入被下、且そのわけ、おく書迄そえられ、尤忝、大慶仕候。写本ハ多く合せ見候得ば、益少からず候事、毎度御座候。²³」

【日記】天保五年五月廿九日甲子

「夕七時比、いせ松坂殿村佐六より差越候紙包二ツ、

飛脚問屋より届来ル。各五百式十匁有之、おミち、請取書遣ス。四月朔日出、ダラ便り^ニ付、今日着也。右

ハ此方よりかし遣し置候瑣国論一冊・瓊浦偶筆二冊・足利治乱記二冊・水滸全伝七十二回より七十六回迄唐本点附一冊・黙老後西遊記の評一冊・野州奇洞の図説一綴、図本共、被返之。右一包也。外^ニ、唐本小説兩交婚伝八冊一帙・同隔簾花影八冊一帙、これハ見候様、先便案内有之、かし越され候也。右一包也。共^ニ式包也。兩交婚伝ハ平山冷燕の後編、隔簾花影ハ金瓶梅の後編^ニて、兩様とも珍書也。²⁴」

天保五年五月二日付の書翰で、篠齋から馬琴の元に「鎖国論」が無事返却されたことが分かる。戻ってきた「鎖国論」には校合した篠齋の手が加えられており、「二書、少々づゝ出入有之候を、拙蔵本へ御書入被下、且そのわけ、おく書迄そえ」ていることへの感謝を、馬琴は日記に綴っている。

四、「鎖国論」の売却

天保七年の十月、馬琴の経済事情は深刻な状況にあったように、馬琴は「鎖国論」をはじめとした「愛秘」していた蔵書を売却払うことになった。売却先は、いわば馬琴のパトロンであった先述の桂窓で、金壺分式朱で買い取られ

た。聊か乱暴ではあるが、換算しやすいように金一両を現在の四万円と考えると、「鎖国論」の売却価格はおよそ一万五千円ほどになるうか。

【書翰】天保七年十月六日、小津桂窓宛

「 覚

「…中略…」

上写本、手入本

④一、『瑣国論』

金壹分貳朱

「…中略…」

右秘藏の内、とり出しがたきハ、その筋の書物が、りの役人并近習、紹介の儒士杯へ、それぐ進物いたし候も多く有之候間、写し・製本入用の外、多分かゝり候も有之候故、高料ニ成候。多年懇友ニも見せず、愛秘いたし候書籍どもに候へバ、さすがに別れのをしからざるにもあらず。価の思召候に不叶品も御座候ハ、御介意なく可被仰示候。²⁵」

【書翰】天保七年十月二十六日、殿村篠齋宛（端書「申十月廿六日出、十一月八日着」）

「沽却の蔵書の事杯、精しく話説いたし、残し置候を多くとり出し、見せ候へバ、かけ物・珍書等、かれ是

とえらミとり、凡十金許の書を買とられ候。その内、かけ物杯にハ、手放しがたきも有之、それハ云云のわけ故、売りがたしといひしを、桂子冷笑て、君今こそあれ、百年の後ハ誰が手に落つべきか料りがたかるべし。さるを我蔵奔になすときハ、こゝにあるも同様ニて、見まくほしく思ひ給ふ折もあらバかしまぬらすべし。今さらをしむことかハと窘め論して、はやくふるしきニ推つゝミ、その日直ニ、小僕にもたせていなれ候。かけ物ハさら也、秘藏の珍書、先年御校訂被成候『瑣国論』杯も、彼人の所蔵ニ成候。乍然、しらぬ書肆の手に渡さんより、知音の蔵書ニ成候事、不幸の内幸にて、をしきも半分、悦しきも半分ニ御座候。この意味、御亮察可被成下候。²⁶」

十月二十六日付の篠齋に対する書翰で、馬琴は「しらぬ書肆の手に渡さんより、知音の蔵書ニ成候事、不幸の内幸にて、をしきも半分、悦しきも半分ニ御座候」と、自身に言い聞かせるように諦めをつけている。

桂窓への売却は滞りなく完了したようだが、半年以上経ってからの、いわゆる馬琴四友の一人で、三千石取りの旗本であった石川豊翠（一八〇七〜一八四一）が、『鎖国論』の借覽を要請してきた。

【書翰】天保八年六月十六日、小津桂窓宛

「一、去秋中御購入二相成候『瑣国論』之事、先頃疊翠君より借覽被成下度よし、被仰越候間、右之書ハ云云にて、只今ハ手前二無之よし申上、御断申候処、外ならず桂窓子手元ニ御座候ハゞ、幸便之節、かりよせくれ候様、被申越候。御芳煩とハ奉存候へども、いかで、近日御かし被下候様仕度、奉希候。翠君より返り次第、早速返上可仕候。右之書、御かし被遣候ハゞ、去冬中の御返礼ニも当り、別段何も進ぜられずとも可宜奉存候。²⁷」

なんと馬琴は、疊翠の依頼に応じることを理由として、既に売り渡した「鎖国論」の貸し出しを桂窓に求めた。桂窓の反応が無いと見ると、約二ヶ月後の八月十一日、馬琴は再び催促を出した。

【書翰】天保八年八月十一日、小津桂窓宛

「一、『瑣国論』の事、翠君云云ニ付、申試候処、御承知被下、於拙大慶仕候。この方ハ、先便のわけ合ニ候間、『西洋紀聞』より先へ借用仕度奉存候。是ハ、飛脚だよりニても宜しからむ、御勘考奉願候。²⁸」

【書翰】天保八年十月二十二日、小津桂窓宛

「一、『瑣国論』の事、尚又申試候処、近便慥成御幸便御座候間、彼『紀聞』と一緒に可被遣旨被仰示、忝承知仕候。²⁹」

馬琴の二便から二ヶ月後の十月二十二日、桂窓もようやく重い腰を上げ、借り受けていた「西洋紀聞」の返却とともに、今や自身の所蔵となった「鎖国論」を馬琴に送る旨を伝えた。実際に両書が「荷ずれも無」く、綺麗な状態で馬琴の元に届いたのは、さらに一ヶ月後余り経った十二月朔日であった。

【書翰】天保八年十二月朔日、小津桂窓宛

「十月廿五日之芳翰入紙包にて、十一月六日夕方相達シ、披閱仕候。かねて御案内御座候、去歲貸進之『西洋紀聞』三冊、御返却被成、並ニ疊翠御所望の『瑣国論』一冊被遣之、荷ずれも無之、則入手仕候。『瑣国論』は、速ニ御返却被成候様との御事致承知、右之趣き、左右迄申入置候。³⁰」

馬琴は、桂窓に対して「速ニ御返却被成候様との御事致承知」と約束し、その後の書翰でも御礼を述べている。十二月二十六日付の書翰によれば、馬琴は桂窓に改めて借用に対する感謝を示しながら、「四ヶ年ぶり」に会う旨

翠に「鎖国論」を見せることができた。豊翠は複製本作成の意欲に駆られていたが、近習の多忙さなどから条件が整っていかなかった。「秘蔵の書を長く留置候もきのどくなことから、豊翠は転写を断念し、迅速な返却に至った。

【書翰】天保八年十二月二十六日、小津桂窓宛

「一、先月御恩借の『瑣国論』、姑く留置、於老生忝、万々多謝仕候。先便得御意候通り、豊翠君も、四ヶ年ぶりにて出仕被成候已後、打つゞき日々多務被成御座候へども、一トわたり一覽ハ被為濟候よしニ御座候。かねてハ、一本写留たく被思召候得ども、右ニ付、近習の^{マツ}ともも、日々いそがハしく、今日急ニ写させ候事も成がたく、されバとて、秘蔵の書を長く留置候もきのどくニ候間、残念ながら、そのまゝ返却いたし候。乍然熟読いたし候間、渴望の思ひを果し、大慶不遇之候。遠方自由の至り、よろしく相こゝろ得くれ候様との事にて、当月中旬、右之本ハ被返候。此義、其頃二郎を以、甚寒伺ニ差出し候節、此書の催促も仕候処、片山数馬、右之趣被申聞、二郎ニわたし、被差越候。早速飛脚へ差出し度存候処、彼是多用ニ紛れ、今便同封ニて返上仕候。くれぐれも於拙忝存候。前文之趣、可然御承引可被成下候。³¹」

豊翠の閲覽も無事に済んだことから、馬琴は借用した「鎖国論」を「当月中旬」に返却するつもりでいたが、「彼是多用ニ紛れ」飛脚に渡すのが下旬となってしまったことを詫びている。

【書翰】天保九年二月六日、小津桂窓宛

「旧冬十二月朔日、『八犬伝』九輯下帙ノ中五冊、飛脚へ差出し、同月廿六日、『金瓶梅』五集、並ニ『後の為記』老部、返上の『瑣国論』、殿村行小紙包等、一封にて差出し候。定て先月八日御状御差出之後、致順着、被成「御覽」候半と奉存候。³²」

【書翰】天保九年二月二十一日、小津桂窓宛（端書「二月廿一日出、三月十三日着、十五日済」）

「旧冬十二月廿六日、是より差出し候紙包延着にて、当正月廿七日二着致シ、被成御落手候由、御案内被仰越、安心仕候。其節返上之『瑣国論』、並ニ殿村氏行小紙包、脚賃わり合之義、云云得御意候処、云云被仰示、御好意痛却仕候。何分可然奉頼候。³³」

二月六日付の書翰で、馬琴は昨十二月二十六日にその他の本とともに、「鎖国論」を返送したことを述べているが、正月八日付で送られてきた桂窓の書翰にはそのことが触れ

られてないらしく、「鎖国論」の返送が桂窓の書翰差出に間に合わず、行き違いになったものと見ている。

ただ、二週間後の二月二十一日付の書翰によると、どうやら飛脚便が延着したようで、「鎖国論」は発送から一ヶ月以上経った正月二十七日、ようやく桂窓の元に返却されたようである。

五、内密に作成した複製本

先に見たとおり、馬琴の「鎖国論」は桂窓に売り払われたはずであるが、不可解なことに後年の日記に「鎖国論」を貸し出した記録が見える。なお、馬琴は嘉永元年（一八四八）十一月六日に他界しており、厳密に言えば馬琴が記したのではなく、「家の日記」として、息子宗伯の妻路、或いは孫の太郎が引き継ぎ綴ったものである³⁴。

【日記】嘉永五年七月朔日己酉

「今朝松村氏被参、所望^ニ付、鎖国論一・蔵書目録一貸進^ズ。」³⁵

【日記】嘉永五年七月十八日丙寅

「右同刻「四時頃」まつ村氏被参、鎖国編^{〔底本ママ〕}を冊被返、」³⁶

【日記】嘉永六年七月十二日乙卯

「昼後松村おとら殿来ル。鎖国論所望^ニ付、貸進^ズ。」³⁷

ここに登場する「松村氏」とは御家人の松村儀助のこと、『仮名読八犬伝』（『南総里見八犬伝』の鈔録合巻）第十七編から二十七編までの鈔録者である³⁸。なお、「おとら」は儀助の姉である。

馬琴旧蔵本系統の現存写本二種を調査した播本眞一は、この間の事情を理解する鍵として、上記写本に見られる馬琴識語に注目している。

「此書初予かもてりしは、丙申の季秋、故ありて蔵書をなこり／＼なく沽却しぬる折、五十瀬松坂なる一知音に売与しけるに／＼今茲又見まくほしうなりしかば、その友に借贖製本して／＼更に秘篋に蔵む。こは珍奇の秘籍にて、学者の視聴を広くすへきものなれば吾胄宜く秘蔵すへし。」

丁酉歳抄 鴛齋老人再識³⁹

播本の精密な考証によれば、馬琴は、豊翠への閲覧を理由として桂窓から「鎖国論」を借り出した際に、内密に写したものと見て間違いない⁴⁰。だとすれば、本当に豊翠が

「鎖国論」を見たかったのか、馬琴の口実だったのかは怪しいところであるが、少なくとも、このようにして馬琴の元にさらなる複製本が作成されていた。

おわりに

馬琴は木村黙老蔵本を借り受け、長年の念願であった「鎖国論」を書写した。この「鎖国論」は馬琴が校訂を施した上で、今度は別系統の「鎖国論」を所有していた殿村篠斎の元に貸し出される。そこで校合が行われ、再び馬琴の手に戻った時には、篠斎の識語が書き加えられた本となっていた。その後、経済的な逼迫からか、馬琴蔵本は小津桂窓に売り払われた。売却後、馬琴は石川豊翠の依頼に応じて、桂窓に売却した旧蔵本を借り出したが、豊翠への閲覧が済み次第、また桂窓の元に返送された。しかしこの一時借用の際に、馬琴は内密に複製本を作成していたようだ。

以上、本稿では、馬琴を事例として近世後期における「鎖国論」の受容相を提示したが、それに加えて、馬琴旧蔵「鎖国論」の複雑な運命を辿っていくことで、近世社会における書物の流通相や、写本作成にまつわる一連の背景を検討する上での有益な事例提供ともなったであろう。

注

- 1 この間の事情は、既に植田啓子「曲亭馬琴の対外関心について」（『言語と文芸』第四二号、一九六五年）、ならびに播本真一「曲亭馬琴伝記小攷―曲亭馬琴旧蔵本『鎖国論』・石川豊翠旧蔵本『松窓雑録』について―」（読本研究の会編『読本研究新集』第二集、翰林書房、二〇〇〇年所収）で指摘されており、さらに播本は、現存する馬琴旧蔵系統写本についても紹介している。ただし、関連記述の全文が提示されたわけではない。
- 2 柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成』第二巻、八木書店、二〇〇二年、一六六―一六七頁。濁点、句読点、書名の二重括弧など引用文の表記は底本に従った。以下、全ての引用文で同。なお、「志筑」に「筑志」とルビが付されている部分は、馬琴の原文が「筑志」であること、そしてそれが明らかに「志筑」の誤りであることをから編者が「志筑」と訂正したことを示している。
- 3 馬琴は多く「瑣」の字を当てているが、本文では「鎖」で統一する。
- 4 拙著『鎖国』という言説―ケンペル著・志筑忠雄訳『鎖国論』の受容史―（ミネルヴァ書房、二〇〇九年）で、九十四点の現存写本について書誌的研究を行った。
- 5 前掲『馬琴書翰集成』第二巻、一八二頁。
- 6 前掲『鎖国』という言説、一二五頁。
- 7 柴田光彦新訂増補『曲亭馬琴日記』第三巻、中央公論社、二〇〇九年、一八四頁。
- 8 前掲『曲亭馬琴日記』第三巻、一八六―一八七頁。
- 9 前掲『曲亭馬琴日記』第三巻、一九八頁。「(ママ)」は編者による付記。以下同。
- 10 前掲『馬琴書翰集成』第二巻、二一一―二二二頁。
- 11 前掲『馬琴書翰集成』第二巻、二四五頁。
- 12 前掲『馬琴書翰集成』第二巻、二八八頁。

- 13 前掲『曲亭馬琴日記』第三卷、二九七頁。
- 14 前掲『曲亭馬琴日記』第三卷、二九八頁。
- 15 柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成』第三卷、八木書店、二〇〇三年、七七頁。
- 16 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、一頁。
- 17 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、一八〜一九頁。
- 18 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、二一〜二二頁。
- 19 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、三一頁。
- 20 前掲『曲亭馬琴日記』第三卷、四二七頁。
- 21 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、七七頁。
- 22 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、一〇四頁。
- 23 前掲『馬琴書翰集成』第三卷、一九六頁。
- 24 柴田光彦新訂増補『曲亭馬琴日記』第四卷、中央公論社、二〇〇九年、一〇六頁。
- 25 柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成』第四卷、八木書店、二〇〇三年、二〇九〜二二二頁。
- 26 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、二二八〜二二九頁。
- 27 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、三三七頁。
- 28 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、三四七頁。
- 29 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、三五四頁。
- 30 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、三六一頁。
- 31 前掲『馬琴書翰集成』第四卷、三六九頁。
- 32 柴田光彦、神田正行編『馬琴書翰集成』第五卷、八木書店、二〇〇三年、一四頁。
- 33 前掲『馬琴書翰集成』第五卷、一七頁。
- 34 柴田光彦、大久保恵子編『瀧澤路女日記』上卷、中央公論新社、二〇一二年、三頁。
- 35 前掲『瀧澤路女日記』上卷、六四四頁。
- 36 前掲『瀧澤路女日記』上卷、六五四頁。「」内は筆者による加筆。
- 37 柴田光彦、大久保恵子編『瀧澤路女日記』下卷、中央公論新社、二〇一三年、九九頁。
- 38 播本眞一「『仮名読八犬伝』琴童鈔録部について―『路女日記』から―」（『近世文芸研究と評論』第五六号、一九九九年所収）。
- 39 前掲播本眞一「曲亭馬琴伝記小攷―曲亭馬琴旧蔵本『鎖国論』・石川豊翠旧蔵本『松窓雜録』について―」、一五八頁。
- 40 前掲播本眞一「曲亭馬琴伝記小攷―曲亭馬琴旧蔵本『鎖国論』・石川豊翠旧蔵本『松窓雜録』について―」、一五八頁。